



企業支援ガイド

愛知県丹羽郡大口町

Aichi-Oguchi

令和 7 年 4 月発行

町長あいさつ



大口町にはいくつもの大企業が立地し、近隣市町からうらやましがられる豊かな財政基盤に恵まれています。これは、先人の先を見越した慧眼、知恵や決断などの献身的な取り組みによって築き上げられたものにほかなりません。今日の大口町を託された我々は、その先人の高い志に敬服するとともに、さらに暮らし豊かな大口へと、その「志」を未来に引き継いでいく責務があります。そのためには、50年後のまちを思い浮かべながら、その礎を築くために、さまざまな布石を打っていく必要があります。

大口町では、次世代に向けた新たな産業の誘致も視野に入れながら、町内企業の皆さまが今後も事業の継続・拡大をしていただけるよう、第二、第三の支援策を展開してまいる所存ですので、ご期待いただきたいと思います。

このパンフレットが大口町の企業立地施策をご理解していただく一助となれば幸いです。

大口町長 鈴木雅博

大口町の紹介

■位 置

大口町は愛知県の西北部にあり、犬山扇状地の東南部に位置する「木の葉形」をしています。北は扶桑町、東は犬山市、西は江南市、南は小牧市に面しています。名古屋市から直線距離にしておよそ18キロメートルの近郊に位置していますが、五条川をはじめとした恵まれた自然が広がることから、良好な環境を有する住宅地として魅力が高まっています。

■地 質

海拔40メートルから15メートルのゆるい傾斜になっており、地質は木曾川からの土砂の堆積による沖積層をなしています。

■気 候

おおまかには、夏の時期は雨が多く、冬は乾燥する日が多いです。気温は比較的温暖であり、降雨量も適量で、一般的に暮らしやすい地域と言えます。ただし、1～2月は冷たく乾いた北西風の「伊吹おろし」が吹くため、気温以上の寒さを感じます。

■交 通

大口町の東部を国道41号（愛知県名古屋市～富山県富山市）が縦貫し、南部は国道155号（都市計画道路北尾張中央道）が横断しています。名古屋高速（小牧線）小牧北出入口、及び名神高速道路小牧ICも至近距離にあり、高速道路へのアクセスは非常に便利になっています。

大口町内に鉄道駅はありませんが、隣接市町にある名古屋鉄道（犬山線）の柏森駅、江南駅、布袋駅へ町コミュニティバスを乗り入れており、通勤通学等にご利用いただいています。

データで見る大口町

■基礎データ

面積 13.61 平方キロメートル
人口 23,998 人 (R7.4.1 現在)
世帯 10,122 世帯 (同上)

■気象データ (令和6年／名古屋)

気温 平均 17.5℃
最高 38.9℃ (8月)
最低 -3.8℃ (1月)
降水量 年間 1,773.0 ミリ
最高 282.0 ミリ (8月)
最低 1.0 ミリ (1月)

■大口町の財政

○財政力指数

年 度	R3	R4	R5
単年度	1.02	1.10	1.21
3年平均	1.15	1.12	1.11

※基準財政収入額／基準財政需要額

○実質収支比率

(年度)

R2	R3	R4	R5
2.6	3.0	4.1	4.5

※実質収支比率…標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模 (標準財政規模) に対する実質収支額の割合。通常 3～5% が適当とされている。

○経常収支比率

(年度)

R2	R3	R4	R5
81.1	80.5	74.0	74.8

※経常収支比率…財政構造の弾力性を判断する指標。毎年度經常的に支出される経費 (經常的経費) に充当された一般財源の額が、毎年度經常的に収入される一般財源 (經常一般財源) の総額に占める割合。比率が低いほど財政構造に弾力性が大きい。

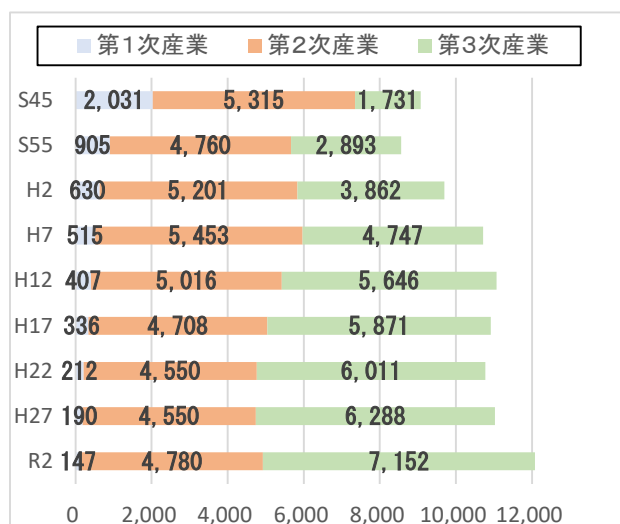
■産業データ

○産業別事業所数・従業者数

事業種別	事業所	従業者
農林漁業	8	78
鉱業、採石業、砂利採取業	–	–
建設業	79	454
製造業	180	16,293
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
情報通信業	1	1
運輸業、郵便業	74	2,136
卸売業、小売業	181	2,291
金融業、保険業	7	35
不動産業、物品賃貸業	21	89
学術研究、専門・技術サービス業	18	846
宿泊業、飲食サービス業	74	735
生活関連サービス業、娯楽業	55	351
教育、学習支援業	29	233
医療、福祉	71	1,673
複合サービス業	3	41
サービス業 (他に分類されないもの)	71	1,829
公務		
総 数	873	27,086

出典: 令和3年経済センサス活動調査

○産業別就業人口



出典: 国勢調査 (各年 10 月)

補助金等の助成制度	まちづくり部 企業支援課 ☎ 0587-95-1623
------------------	--------------------------------

◆町内企業再投資促進補助金

長年にわたり地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出防止及び雇用の維持拡大を図るため、愛知県産業競争力強化減税基金による補助制度(新あいち創造産業立地補助金)と連携して、町内企業の再投資を支援する補助制度です。

【補助金の概要】

補助対象	県内に 20 年以上、及び町内に 10 年以上立地する工場等を有する事業者で、工場・研究所の新增設等を行う事業者		
対象分野	・次世代自動車関連（自動車関連を含む。）、航空宇宙関連、新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（※1）		
交付要件	投資規模要件	工場等の新增設に伴う固定資産取得費用（※2）が下記の金額以上であること。	
		【①大企業】	25 億円
		【②中堅企業】・【③中堅企業（みなし大企業）】 【④中小企業】・【⑤中小企業（みなし大企業）】（※3）	1 億円
	雇用要件	補助事業に係る工場等の操業開始日から 2 年後まで、下記の常用雇用者数を維持すること。	
		【①大企業】	50 人
		【②中堅企業】・【③中堅企業（みなし大企業）】 【④中小企業】・【⑤中小企業（みなし大企業）】	25 人
	その他の要件	・過去に同一の工場等の同一事業においてこの補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。ただし、【②中堅企業】及び【④中小企業】は除く。 ・町税の滞納がないこと。	
補助対象経費	固定資産取得費用		
補助率	【①大企業】	4%	
	【②中堅企業】	5%	
	【③中堅企業（みなし大企業）】	4%	
	【④中小企業】	10%以内（県補助 5%を含む）	
	【⑤中小企業（みなし大企業）】	8%以内（県補助 4%を含む）	
限度額	【①大企業】・【②中堅企業】・【③中堅企業（みなし大企業）】	2 億円	
	【④中小企業】・【⑤中小企業（みなし大企業）】	4 億円（県補助 2 億円を含む）	

受付時期	工事に着手する 30 日前までに補助事業の認定申請が必要です。
そ の 他	・ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。 ・ 交付要件を満たさなくなった場合や 5 年以内に操業を廃止した等の場合は、補助金返還の対象になります。

※1 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種

産 業	日本標準産業分類上の業種
輸送機械 関連産業	11、16（161、1624、165、166 を除く）、18、19、21、22、23、24、25、26、27（274 を除く）、28、29（2962、2973 を除く）、30、31、32（323 に限る）
繊維関連産業	11、25、26、27（274 を除く）
電気・電子機器 関連産業	11、18、19、21、25、26、27、28、29、30、32 その他（323 に限る）
機械・金属 関連産業	11、16（161、1624、165、166 を除く）、18、19、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、32（323 に限る）
健康長寿 関連産業	9、10（105 を除く）、11、12、13、14、16（161 を除く）、18、19、21、23、24、27、28、29、30、31、32（323、3297 に限る）
新エネルギー 関連産業	11、16（161、1624、165、166 を除く）、21、22、24、25、26、27（274 を除く）、28、29（2961、2962、2973 を除く）、30、31、32（323 に限る）
農商工連携 関連産業	9、10（105 を除く）、11、12、13、16、18、24、25、26、27（274 を除く）、28、29（2961、2962、2973 を除く）、30、32（323、3297 に限る）
食料・飲料品 関連産業	9、10（105、106 を除く）、14（1431、1451、1454 に限る）、18（1831、1832、1891 を除く）、21（2114 に限る）、24（241 に限る）、26（2641、2645 に限る）
住宅・建築物・ 同設備関連産業	11（116、117、118 を除く）、12（123 を除く）、13、16（161、1624、165、166 を除く）、18（1831、1832、1891、1892 を除く）、19（1933 に限る）、21（2114、2115、2116、2142 を除く）、24（241、242 を除く）

※2 固定資産取得費用

固定資産の取得に要する費用（土地、事務用品等の製造又は開発に直接寄与しない償却資産、消費税及び地方消費税相当額を除きます）

※3 中堅企業（産業競争力強化法第 2 条第 24 項）

常時使用する従業員数の数が二千人以下の事業者（中小企業者を除く。）

中小企業（中小企業基本法第 2 条）

資本金 3 億円以下または従業員数が 300 人以下の事業者

みなし大企業

中小企業又は中堅企業であって、次に掲げるいずれかに該当する事業者

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている

④発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記①から③のいずれかに該当する者が所有している

⑤上記①から③に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

◆企業立地促進事業奨励金

企業立地の安定かつ促進を図るため、大口町内で工場等(※1)の新增設(※2, ※3)又は償却資産の取得を行う事業者に奨励金を交付します。

【奨励金の概要】

〈工場等新設奨励金〉

交付対象者	町内において次の延床面積以上の工場等の建設を行う事業者。延床面積の算定に当たっては、その年の1月2日から翌年1月1日までに取得した工場等の合計の面積をいう。 ・小規模企業者(※4)及び中小企業者(※5) 500 m ² ・大企業者(※6) 1,000 m ²
奨励金額	当該工場等の建設のために着手前3年以内に取得した土地及び新設する工場等に課される3年度分の固定資産税相当額
限度額	1億円

〈工場等増設奨励金〉

交付対象者	町内において次の延床面積以上の工場等の建設を行う事業者。延床面積の算定に当たっては、その年の1月2日から翌年1月1日までに取得した工場等の合計の面積をいう。 ・小規模企業者及び中小企業者 500 m ² ・大企業者 1,000 m ²
奨励金額	増設する工場等に課される2年度分の固定資産税相当額
限度額	1億円

〈償却資産取得奨励金〉

交付対象者	取得償却資産(※7)の総額が次の金額以上の事業者 ・製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業者 (1) 小規模企業者 1,000万円 (2) 中小企業者 5,000万円 (3) 大企業者 10億円 ・卸売業、小売業及びサービス業に属する事業者 (1) 小規模企業者 300万円 (2) 中小企業者 1,500万円 (3) 大企業者 3億円
奨励金額	当該償却資産に課される初年度分の固定資産税相当額 ただし、大企業者においては、当該償却資産に課される初年度分の固定資産税相当額の2分の1とする。
限度額	2,000万円

次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・大口町内企業再投資促進補助金交付要綱による申請と対象物が同一のものであるとき
- ・風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供されるものであるとき
- ・法令等の許認可が得られていないとき
- ・町税に滞納があるとき

事業着手 30 日前までに事業認定申請をしてください。

(※1) 工場等

物品の製造（物品の加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）の用に供する施設及び研究開発の用に供する施設並びにこれらに附随する施設をいいます。

(※2) 新設

大口町都市計画マスタープランで定める工業地域及び町の将来土地構想で定める工業ゾーン（以下「指定区域」という。）内に工場等を有しない者が指定区域内に工場等を建設すること、又は指定区域内に工場等を有している者が既存の工場等の敷地内若しくはこれに隣接する土地以外の指定区域内に工場等を建設することをいいます。

(※3) 増設

大口町内において既存の工場等の敷地内若しくはこれに隣接する土地に工場等を建設すること、又は大口町内の指定区域外に工場等を建設することをいいます。

(※4) 小規模企業者

当該奨励金に係る事業認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）において、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいいます。

(※5) 中小企業者

認定申請日において中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（小規模企業者に該当するものを除く。）をいいます。

(※6) 大企業者

小規模企業者及び中小企業者に該当しない事業者をいいます。

(※7) 取得償却資産

事業者がその年の 1 月 2 日から翌年の 1 月 1 日までの 1 年間に取得した固定資産税の対象となる償却資産（一品の償却資産の取得価格が、中小企業基本法第 2 条第 1 項で区分する製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業者にあつては 100 万円以上、卸売業、小売業及びサービス業に属する事業者にあつては 30 万円以上のものとする。）で、大口町内の事業所において事業の用に供するものをいいます。

◆中小企業支援事業補助金

大口町で事業を営む中小企業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業者が行う経営改善に資する次の事業に補助金を交付します。

★事業着手20日前までに事業補助金申請をしてください。

***上記日程内に間に合わない場合は、企業支援課までご相談ください。**

【補助対象事業】

＜人材育成支援事業＞

補助対象経費	中小企業者自らが現に営む事業に関する社内研修又は外部団体が開催する講習会（オンラインによりオンタイムで開催する講習会を含む。ただし、取引先が催す講習会で広く参加者を公募しないものは除く。）に要する費用で、中小企業者が負担した次の経費 (1) 講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料 (2) 講習会等への参加費用（受講に伴い、教材が必要とする場合は、教材費を含む。）
補助率	2分の1
限度額	同一年度内における1事業者の申請は20万円を上限とする。 ただし、創業後5年を経過する日が属する年度末までに申請する事業者は30万円を上限とする。 （例：令和元年6月1日設立の場合、令和6年度内の申請であれば、限度額は、30万円となります。）

＜特許等出願支援事業＞

補助対象経費	産業財産権取得のために日本国特許庁に支払う費用及び手続きを弁理士に依頼した場合の弁理士手数料 特許庁に支払う費用のうち、次の経費を対象とする。 (1) 特許出願 出願手数料、電子化手数料、出願審査請求手数料 (2) 実用新案出願 出願手数料、電子化手数料、技術評価請求手数料 (3) 意匠出願 出願手数料、電子化手数料 * (1)、(2)、(3) 共に出願が年度末3/31までに完了していること。
補助率	2分の1
限度額	同一年度内における1事業者の申請は30万円を上限とする。

＜販路拡大支援事業＞

補助対象経費	商品見本市又は展示会（オンラインによりオンラインで開催する商品見本市及び展示会を含む。）への出展に要する経費（小間料、小間装飾料及び電源設備工事費等、出展に直接要する経費とし、 展示会場への旅費や運送費等、間接的な経費は含まない。 ）この場合において、商品の販売を主目的とする展示会等は、補助経費対象とはみなさない。
補助率	2 分の 1
限度額	同一年度内における 1 事業者の申請は 30 万円を上限とする。

＜経営等相談支援事業＞

補助対象経費	経営、技術等における課題解決のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人あいち産業振興機構又は大口町商工会を通じて愛知県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、専門家等に依頼した経営診断及び指導料 専門家等…中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁護士等の経営コンサルティング業務を行う者をいう。 職場のメンタルヘルス対策に係る臨床心理士等に依頼した指導料 臨床心理士等…臨床心理士、メンタルケアカウンセラー、メンタル心理士、メンタル心理カウンセラー、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。 ★（年度末 3/31 までに完了のこと）
補助率	2 分の 1
限度額	同一年度内における 1 事業者の申請は 20 万円を上限とする。

＜創業・新分野参入支援事業＞

補助対象経費	創業・新分野参入に係る次の経費 (1) 創業予定者※が営む予定の事業又は創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用 ※産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、大口町が策定する創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を町から交付され、町内で 6 月以内に創業を予定する者 (2) 中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用で、中小企業者が負担した次の経費 ア 講師を招へいした場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業登記に要する費用及び定款の認証等、官公庁への申請書類の作成及び提出に係る費用
補助率	2 分の 1
限度額	同一年度内における 1 事業者の申請は 20 万円を上限とする。

＜新紙幣対応支援事業＞ **※令和 7 年度末までの特例措置の事業となります**

補助対象経費	現在、町内に設置してあり、事業に使用している無人で金銭を収受する機器（釣銭機、自動券売機等）を、令和 6 年度に発行された新紙幣の金種識別や真贋判定に対応するために紙幣識別機ユニットの交換等、必要な改修又は機器の更新に要する経費。ただし、令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月末までの間に実施された事業に限る。
補助率	2 分の 1
限度額	上限 50 万円。ただし、補助金の交付は 1 事業者につき 1 回限り ※申請は、事業実施年度の 3 月 3 1 日まで

【留意事項】

※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

※町税に滞納があるときは対象になりません。

※補助対象事業は、原則として年度末（3 月 3 1 日）までに完了する事業としてください。

※新紙幣対応支援事業に準ずる、対象となる無人で金銭を収受する機器の**設置前の写真と設置後の写真**をご用意ください。

※新紙幣対応支援事業のみ、事業完了後の申請となります。

【交付対象者】

大口町内で継続して事業を営む中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項）

業 種	資本金及び従業員数
製造業その他	資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下または従業員 100 人以下
小売業	資本金 5,000 万円以下または従業員 50 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下

◆事業者休業時支援補助金

大口町内で継続的に事業を営む従業員数 20 人以下の事業者が、疾病等によって事業所（店舗）を休業するなど、事業活動の停止を余儀なくされた場合に、事業者が安心して事業活動を再開し、営んでいけるようにするため、補助金を交付します。

補助対象者	従業員数が 20 人以下の事業者で、休業後に事業活動を再開する意志のある次の法人及び個人事業主が対象になります。 【法人の場合】 町内に主たる事業所があり、事業活動による収入がある法人 【個人事業主の場合】 町内に住民票があり、事業活動による収入が生計を維持するための主たる収入である個人事業主 ※事業活動による収入は、確定申告で事業所得の基になる収入で、株式の譲渡や先物取引による収入（申告分離課税制度の対になる収入）を除く収入をいいます。
交付要件	下記の全てに該当する場合に補助の対象になります。 【要件 1】 事業者本人又は一定数の従業員が、医師の判断が伴う疾病やケガ又は検査により、連続して 3 日以上（定休日は除く）事業活動ができなくなったとき 【要件 2】 休業した理由がなくなった後に事業活動を再開する意志があること 【要件 3】 交付申請日、交付決定日、確定報告日に倒産又は廃業していないこと
補助金額	1 日 10,000 円（上限 25 日間 250,000 円） ※申請は、同一年度内で、一事業者あたり 1 回限り

【留意事項】

※従業員数は、労働基準法第 20 条に規定する「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」の数をいいます。

◆工場等遮熱促進事業補助金

町内企業における働きやすい職場環境の整備を推進することを目的に、工場・倉庫等の屋根及び外壁に遮熱塗装工事を施工する際の経費について補助金を交付します。

補助対象者	町内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者が2人以上いることなどの条件を満たした事業者が対象となります。詳しくは町ホームページをご確認ください。  ← 町ホームページ 二次元コード (https://www.town.oguchi.lg.jp/7537.htm) ※ここでの「事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める事業者のことを指します。
交付要件	・屋根及び外壁、または、そのいずれかを対象として行う遮熱塗装工事 ・全日射反射率が60%以上の塗料を使用すること ※全日射反射率とは、可視光線と近赤外線(300nm～2500nmの波長領域の電磁波)を反射する能力のことをいいます。
補助金額	1平方メートルあたり1,000円 上限額 100万円 (1,000円未満の端数が出る場合は切り捨てます。) ※<u>予算の範囲内での交付</u>となります。

緑地面積率等の緩和

まちづくり部 企業支援課
☎ 0587-95-1623

町内の工場等の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等の再投資の活性化を図るため、大口町工場立地法地域準則条例により、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）で定められた緑地面積率（※1、※2）等を緩和します（平成 26 年 6 月 27 日から施行）。

【対象となる工場】

＜業種＞製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）

＜規模＞敷地面積 9,000 平方メートル以上又は建築面積 3,000 平方メートル以上

【緩和率】

■工場立地法準則

区域	緑地面積率	環境施設面積率 (※3、※4)	重複緑地算入率 (※5、※6)
町全域	20%以上	25%以上	25%以下



■町条例準則

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域	5%以上	10%以上	50%以下
市街化調整区域	5%以上	10%以上	50%以下
その他	20%以上	25%以上	25%以下

【用語の定義】

（※1）緑地

樹木が生育する区画された土地等（樹林地、低木地、芝生地など）

（※2）緑地面積率

敷地面積に対する緑地面積の割合

（※3）環境施設

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場など）

（※4）環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設の面積の割合

（※5）重複緑地

多用途施設と重複した緑地（屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化など）

（※6）重複緑地算入率

緑地面積に算入できる重複緑地の割合

融資に係る補助制度

まちづくり部 企業支援課
☎ 0587-95-1623

◆小規模企業等振興資金

愛知県融資制度である小規模企業等振興資金（略称：「振」、「振小」）の融資を受けた町内の中小企業者に、その融資に係る信用保証料及び利子の一部を補助します。

【補助対象】

種 類	補助対象
信用保証料	融資に係る保証料を一括納付された方
利 子	融資金額が 2,000 万円以下であること。 融資を受けた後、2 年以内に同一資金で再度融資を受けていないこと。

※町税に滞納があるときは対象になりません。

【補助額】

種 類	補助額(100 円未満切捨て)
信用保証料	2 分の 1
利 子	運転資金 当初 12 月分 設備資金 当初 24 月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初 12 月分

◆セーフティネット資金

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号、4 号、第 5 号及び第 6 項の認定を受けた中小企業者が、愛知県融資制度である経済環境適応資金の中の「セーフティネット（略称：「**環セ 80**、**環セ 100**」）の融資を受けた場合に、その融資に係る信用保証料及び利子の一部を補助します。

【補助対象】

種 類	補助対象
信用保証料	融資に係る保証料を一括納付された方
利 子	融資金額が 2,000 万円以下であること。 融資を受けた後、2 年以内に同一資金で再度融資を受けていないこと。

※町税に滞納があるときは対象になりません。

【補助額】

種 類	補助額(100 円未満切捨て)
信用保証料	2 分の 1
利 子	運転資金 当初 12 月分 設備資金 当初 24 月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初 12 月分

◆小規模事業者経営改善資金

商工会の経営指導を受けて日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（略称：「マル経」）の融資を受けた方に、その融資に係る利子の一部を補助します。

【補助対象】

種 類	補助対象
利 子	融資期間が 3 年以上の融資を受ける方

※町税に滞納があるときは対象になりません。

【補助額】

種 類	補助額(100 円未満切捨て)
利 子	当初 12 月分

◆創業等支援資金

愛知県融資制度である経済環境適応資金の中の「創業等支援資金（略称：「環創」）」の融資を受けた方に、その融資に係る信用保証料及び利子の一部を補助します。

【補助対象】

種 類	補助対象
信用保証料	融資に係る保証料を一括納付された方
利 子	融資を受けた後、2 年以内に同一資金で再度融資を受けていないこと。

※町税に滞納があるときは対象になりません。

【補助額】

種 類	補助額(100 円未満切捨て)
信用保証料	2 分の 1
利 子	運転資金 当初 12 月分 設備資金 当初 24 月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初 12 月分

町内で活躍する企業や個人事業主の方々の情報発信、また、企業間の交流の場となることを目指して、企業の概要や事業内容、そして、アピールポイントなどを紹介する大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】を大口町ホームページに開設しています。

○例えば・・・

（１）情報発信

「自社のホームページを作成したいけど、作り方が分からないし、費用がかかるので、なかなか作れない。」といった場合は、大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】を活用して情報を発信することができます。掲載に費用はかかりません。作成のお手伝いをします。

（２）新しい商品（メニュー）の紹介

新しく開発をした商品や技術の紹介、飲食店の方は看板メニューや新しいメニューの紹介にも活用できます。

（３）求人募集の手段としての活用

ハローワークに出している求人情報を大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】に掲載することができます。ハローワークからの情報発信に加えて、大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】からも求人募集情報の発信が可能になり、求人活動を幅広く周知できます。

○将来的には・・・

（１）ウェブで商談会

将来的に、大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】上で、受注・発注の希望情報を掲載し、商談会のようなマッチングの場となることを目指しています。販路拡大の一助となることを期待しています。

◆掲載できる企業・事業者

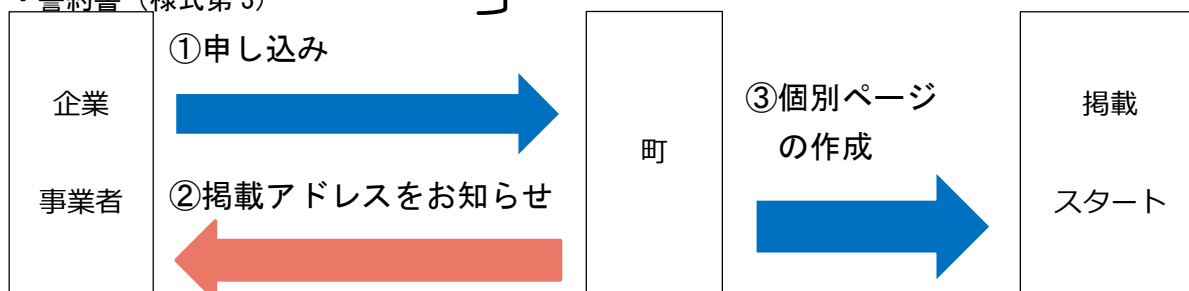
町内で活躍する企業や事業者の方

◆掲載までの流れ

掲載にあたっては、費用はかかりませんが、次の手続きが必要となります。

○申し込み書類

- ・掲載申請書（様式第 1）
 - ・掲載エントリーシート（様式第 2）
 - ・誓約書（様式第 3）
- ①町へ申し込み



◆掲載内容

- (1) 基礎データ
・企業名（屋号）・代表者職氏名・業種
・所在地・連絡先（電話・FAX等）
- (2) 企業概要
- (3) アピールポイント、メッセージ
(4) ホームページアドレス（公開している場合）
(5) 写真（外観及び店内等の写真を最低2箇所）
- ※その他掲載を希望する写真があれば掲載可能です。

公序良俗に反する活動や政治性のある事業を行っている等、掲載をお断りする場合があります。

- (1) 公序良俗に反するもの
(2) 政治性があるもの
(3) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
(4) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
(5) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示、誤認を招くような表現
(6) その他町長がふさわしくないと判断したもの

◆ウェブサイトの構成

- (1) 各町内事業者の個別ページについて

大口町ホームページのトップページにサイトの入口を設け、「大口町企業紹介サイト【OGCナビ】」専用ページを開設します。専用ページ内に各町内事業者の個別ページを作成します。

- (2) カテゴリー区分（業種分け）について

掲載申請時に、業種を選択していただきます（下記の一覧表を参照）。選択した業種ごとのカテゴリーに区分して掲載します。なお、業種別内の並び順は、株式会社や有限会社を除いた名称（屋号）の五十音順で掲載します。

<業種一覧表>

番号	名 称	番号	名 称
1	飲食	7	製造
2	医療・福祉関係	8	運輸・情報発信
3	教育・保育	9	金融・保険・不動産
4	サービス（例：理容室、美容室等）	10	農林水産
5	卸売・小売・商業施設	11	その他団体・公的機関
6	建設・設備		

◆掲載申請書類

大口町ホームページからダウンロードすることができます。また、掲載を希望する旨、ご連絡をいただければ、郵送でお送りします。

OGCナビ掲載のメリットは？

①情報発信

大口町ホームページに掲載されることで、ホームページ作成の費用を抑えることができます！（登録無料）

②商品の紹介

自社の製品や技術、飲食店であればメニューの紹介に活用できます！

③求人情報の掲載

ハローワークに掲載してる求人情報を大口町ホームページからも発信できます！

④メールマガジンによる情報配信

国、県や大口町の補助金、各種セミナー等、事業活用に有益となる情報をご登録のメールアドレスに随時配信します！

OGCナビ掲載イメージ



詳しい登録方法は町ホームページをご覧ください、
大口町企業支援課にご相談ください。

OGCナビURL <https://www.town.oguchi.lg.jp/5919.htm>

問い合わせ先：大口町まちづくり部企業支援課
TEL：0587-95-1623 FAX：0587-95-1641
E-mail: kigyoushien@town.oguchi.lg.jp



OGCナビ掲載のメリットは？

①情報発信

大口町ホームページに掲載されることで、ホームページ作成の費用を抑えることができます！（登録無料）

②商品の紹介

自社の製品や技術、飲食店であればメニューの紹介に活用できます！

③求人情報の掲載

ハローワークに掲載してる求人情報を大口町ホームページからも発信できます！

④メールマガジンによる情報配信

国、県や大口町の補助金、各種セミナー等、事業活用に有益となる情報をご登録のメールアドレスに随時配信します！

OGCナビ掲載イメージ

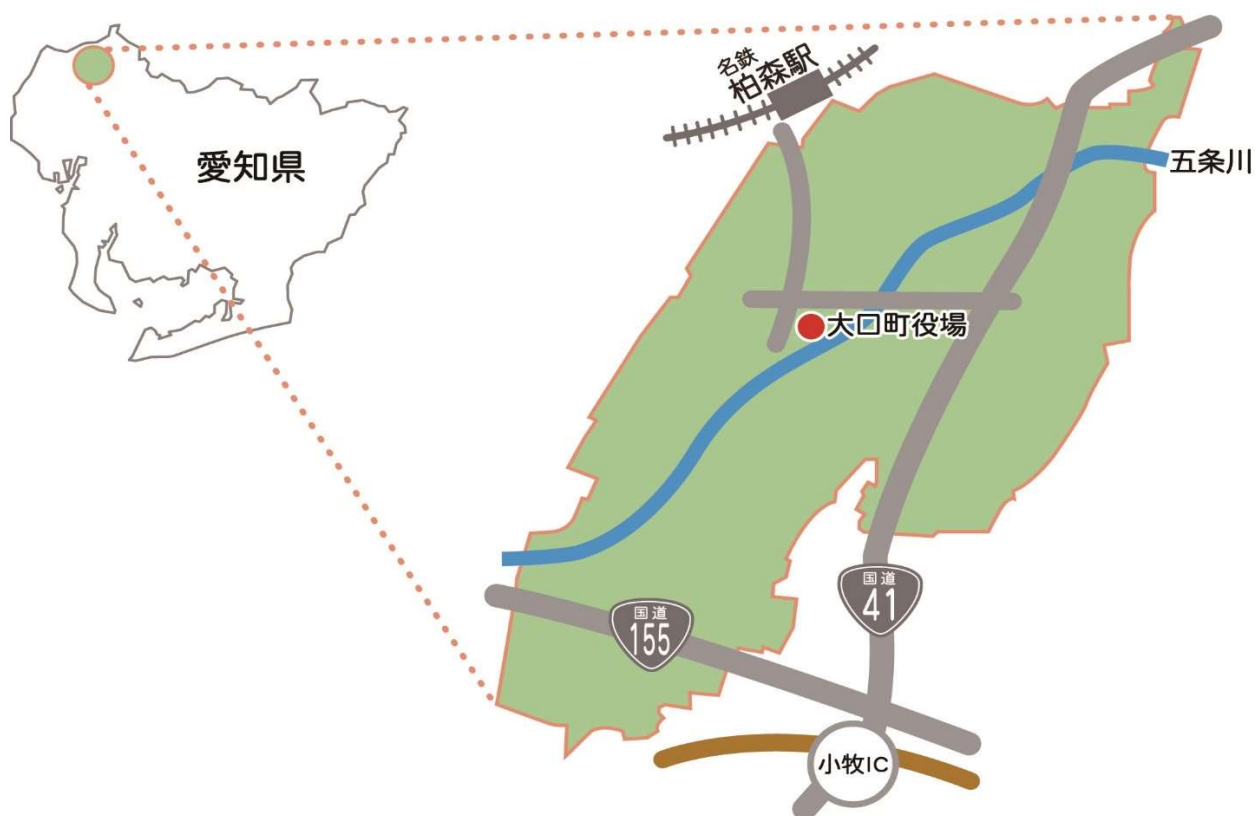


詳しい登録方法は町ホームページをご覧ください、
大口町企業支援課にご相談ください。

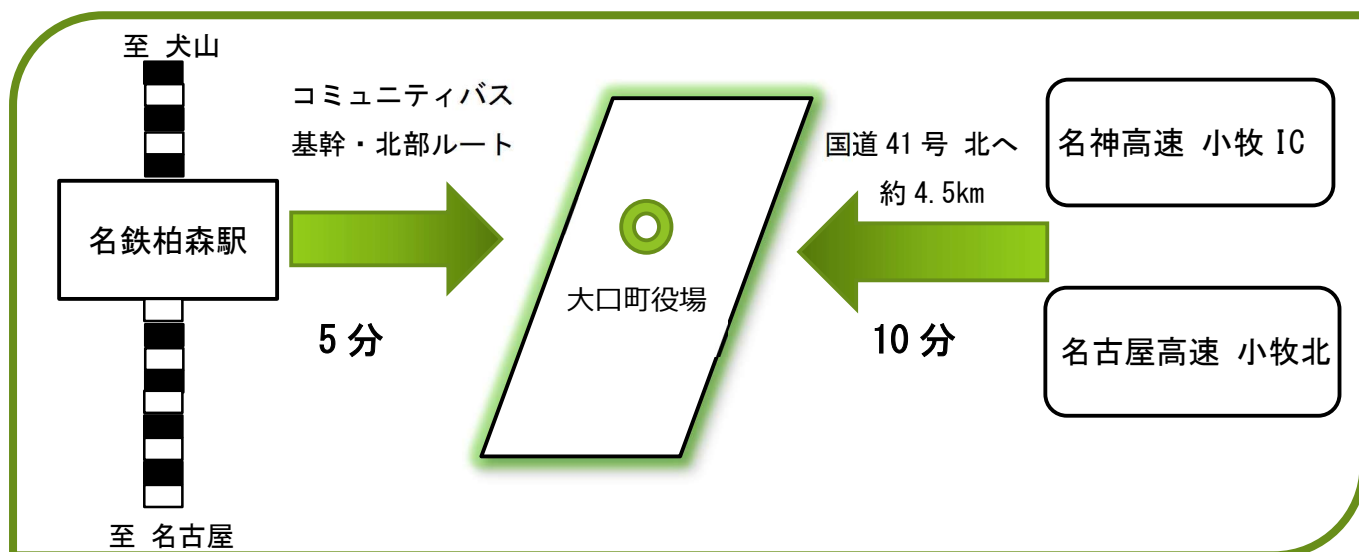
OGCナビURL <https://www.town.oguchi.lg.jp/5919.htm>

問い合わせ先：大口町まちづくり部企業支援課
TEL：0587-95-1623 FAX：0587-95-1641
E-mail: kigyoushien@town.oguchi.lg.jp





大口町への交通アクセス



◆大口町コミュニティバス時刻表 (<http://www.town.oguchi.lg.jp/2289.htm>)



大口町 まちづくり部 企業支援課

〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地

TEL: 0587-95-1623 FAX: 0587-95-1641

Eメール: kigyoushien@town.oguchi.lg.jp

ホームページ: <http://www.town.oguchi.lg.jp>